

公告 9 号
令和6年2月21日

被 保 险 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 長谷川 生

任意継続被保険者の標準報酬月額に係る件

健康保険法第47条2項に規定する令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和5年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることとなっており、下記のとおりであるので公告します。 了

記

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 500, 000円 |
| 2. 標準報酬日額 | 16, 670円 |
| 3. 適用年月日 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |

以 上